

灾害等発生時における生活必需品等の物資の調達に関する協定書

(株式会社カインズ)



災害等発生時における生活必需品等の物資の調達に関する協定書

岡山県（以下「甲」という。）と株式会社カインズ（以下「乙」という。）とは、災害等発生時における生活必需品等の物資（以下「物資」という。）の調達について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害等発生時に甲と乙が相互に協力して市民生活の安定を図るため、生活物資の調達に関する事項について定めるものとする。

（要請）

第2条 甲は、次に掲げる場合において、乙に対し、物資の供給を要請することができる。

- (1) 岡山県内で災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき。
- (2) 岡山県外で発生した災害に関し、国又は関係都道府県から物資の調達を要請されたとき、又は救援の必要が認められるとき。
- (3) その他甲が特に必要と認めるとき。

2 乙は、甲から前項の規定による要請があった場合は、可能な限り協力するものとする。

（物資の範囲）

第3条 甲が乙に供給を要請する物資の範囲は、次に掲げるもののうち、要請時点で、乙が供給可能な物資とする。

- (1) 日用品等の生活必需品
- (2) その他甲が指定する物資

（要請手続）

第4条 甲は、第2条第1項の規定による要請を別記第1号様式により行うものとする。ただし、別記第1号様式により要請するいとまがないときは、口頭、ファクシミリ等で要請し、その後速やかに当該要請の内容を記載した別記第1号様式を提出するものとする。

2 甲と乙は、常に連絡体制等の点検及び改善に努めるものとする。

（要請に基づく措置）

第5条 乙は、第2条第1項の規定による要請を受けた場合は、別記第2号様式により、当該要請に対する対応の可否を甲に報告するとともに、対応が可能であるとき

は、当該要請に係る物資を調達可能な範囲で速やかに甲に供給する措置（以下「措置」という。）を講ずることとし、当該措置の状況を甲に報告するものとする。ただし、別記第2号様式により報告するいとまがないときは、口頭、ファクシミリ等で要請し、その後速やかに当該報告の内容を記載した別記第2号様式を交付するものとする。

（物資の運搬及び引渡し）

第6条 措置に係る物資の集積場所及び運搬経路は、甲が災害等の状況に応じて指定するものとし、当該集積場所への物資の運搬は、原則として乙又は乙の指定する者（以下「乙等」という。）が行うものとする。ただし、乙等が運搬することが困難と認められる場合は、甲の指定する者が行うものとする。

- 2 甲は、当該集積場所に職員を派遣し、物資を確認の上引き取り、当該物資を受領したことを見た文書を乙等に交付するものとする。
- 3 甲は、前項の職員の派遣を岡山県内の市町村等に依頼することができるものとする。

（費用負担）

第7条 措置により甲が供給を受けた物資の対価及び運搬に係る費用（以下「費用」という。）は、甲が負担するものとする。

- 2 費用の額は、集積場所への物資の運搬が終了した後、乙の提出する出荷確認書等に基づき、災害等発生直前時における適正な価格（措置が災害等発生前に講じられた場合は、当該措置における適正な価格）を基準として、甲と乙が協議の上、速やかに決定する。

（費用の支払）

第8条 乙は、前条第2項の規定による協議が調ったときは、速やかに支払請求書を甲に提出するものとする。

- 2 甲は前項の規定による適法な支払請求書を受理したときは、その内容を確認し、速やかに請求金額を乙に支払うものとする。

（連絡責任者届の作成）

第9条 甲及び乙は、この協定の成立に係る連絡責任者を協定の締結後速やかに別記第3号様式により相手方に報告するものとし、当該報告の内容に変更があった場合には直ちに相手方に報告するものとする。

（協議）

第10条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度、甲

と乙が協議の上、決定するものとする。

(有効期間)

第11条 この協定は、この協定の締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

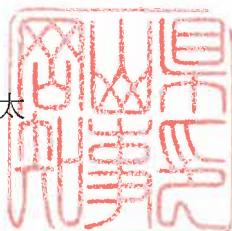
この協定の成立を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和5年12月1日

甲 岡山県岡山市北区内山下2丁目4番6号

岡山県

岡山県知事 伊原木 隆太



乙 埼玉県本庄市早稲田の杜一丁目2番1号

株式会社 カインズ

代表取締役社長 高家 正行



別記第1号様式 物資調達要請文書（第4条関係）

第

号
年
月

株式会社カインズ

様

岡山県知事

災害等発生時における生活必需品等の物資の調達について（要請）

災害等発生時における生活必需品等の物資の調達に関する協定書第2条第1項及び第4条第1項の規定により、次のとおり物資の供給を要請します。

なお、同協定書第5条の規定により、この要請に対する御社の対応の可否及び対応可能な場合の措置状況を報告願います。

記

要請する物資

要請期間	要請品目	要請数量	搬入希望場所及び運搬経路
月 日から 月 日まで			

注：要請数量は、1日当たり数量である。

担当 岡山県産業労働部産業企画課

電話

別記第2号様式 物資調達措置状況等報告書（第5条関係）

年　月　日

岡山県知事様
(産業企画課扱い)

株式会社カインズ

災害等発生時における生活必需品等の物資の調達に関する協定書第5条の規定により、当社の物資調達措置状況等を次のとおり報告します。

1 要請に対する対応の可否（いずれかに○を付けてください。） 可 · 不可

2 対応可能な場合の調達可能数量

ブルーシート ()	長靴 ()	軍手 ()
ウェットティッシュ ()	カセットコンロ ()	
カセットボンベ ()	布団 ()	枕 ()
紙食器 ()	割り箸 ()	乾電池等 ()

※その他

()	()	()	()	()	()
()	()	()	()	()	()
()	()	()	()	()	()
()	()	()	()	()	()
()	()	()	()	()	()
()	()	()	()	()	()
()	()	()	()	()	()
()	()	()	()	()	()
()	()	()	()	()	()
()	()	()	()	()	()
()	()	()	()	()	()
()	()	()	()	()	()

注：協定書第5条の規定による報告は、被災がないと想定した場合の1日当たりの最大調達・製造可能数量の概数を記入する。

3 物資の搬入場所（いずれかに○を付ける。）

- ①岡山県が指定する場所で引き渡す。
- ②当社指定場所で岡山県に引き渡す。（指定場所：_____）
- ③その他（岡山県災害対策本部まで当社が搬入する等）

4 物資の搬入方法（いずれかに○を付ける。）

- ①陸路
- ②空路
- ③海路

